

# 山形県看護研究学会 実施要綱

公益社団法人 山形県看護協会

2024年4月作成



## 目 次

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 山形県看護研究学会開催要領              | 1 |
| 開催までの流れ                    | 1 |
| 演題応募・通知・参加申込みに関するお問合せ先     | 1 |
| 山形県看護研究学会で発表する（演題募集要領について） | 2 |
| 山形県看護研究学会へ参加する（参加申込みについて）  | 3 |
| 抄録原稿見本                     | 4 |
| 演題申込書（様式7-1）               | 5 |
| 研究における倫理的配慮とその記述方法         | 6 |

### 参考資料

|                 |   |
|-----------------|---|
| 山形県看護研究学会抄録選考基準 | 8 |
| 山形県看護研究学会規則     | 9 |

## 開催要領

### 【目的】

看護職は看護研究を通して、看護の専門的知識・技術の創造と開発に努めることが必要である。山形県看護研究学会は、保健・医療・福祉・教育の現場における実践の看護研究を推進し、看護職の資質の向上を図り、県民の健康と福祉の向上に寄与する。

### 【時期】

11月

### 【会場】

山形県看護協会会館・看護研修センター

### 【主催】

公益社団法人山形県看護協会

## 開催までの流れ

### 演題発表者

1. 発表希望者は各年度の演題募集受付期間に申込みを行う
2. 学会委員会で応募演題の選考が行われ、応募者に抄録選考結果が通知される
3. 採用者は集録原稿を期日までに送付する
4. 各施設に学会の開催案内が届いたら、manaableから参加申込みと参加費の支払いを行う
5. 発表の詳細（発表プログラム・会場・打合せ時間等）について文書が届く
6. 学会抄録が届く
7. 研究学会での発表

### 参加希望者

1. 各施設へ山形県看護研究学会の開催案内が届く
2. 参加希望者は、manaableから参加申込みと参加費の支払いを行う
3. 学会抄録が届く
4. 研究学会への参加

## 演題応募・通知・参加申込みに関するお問合せ先

公益社団法人山形県看護協会 学会委員会

〒990-2473 山形市松栄1-5-45

Tel.023-685-8033 Fax023-646-8868

E-Mail : gakkai @nurse-yamagata.or.jp

## 山形県看護研究学会で発表する（演題募集要領について）

1. 演題応募資格  
研究者に都道府県看護協会会員・日本精神科看護協会会員が1名含まれること
2. 研究内容  
看護に関するもので未発表（施設発表を除く）のもの
3. 発表形式  
口演発表 1演題7分の発表後、質疑応答3分  
※令和6（2024）年度山形県看護研究学会は口演のみの募集といたします。
4. 応募方法
  - 1) 提出書類 ①令和6年度山形県看護研究学会演題申込書（5ページ参照 様式7-1）  
当協会ホームページより様式をダウンロードしてご使用ください。  
②抄録原稿（4ページ「抄録原稿見本」参照）  
8ページの「山形県看護研究学会抄録選考基準」を確認し作成ください。
  - 2) 応募期間 令和6年6月1日（土）～7月15日（月）必着
  - 3) 応募先 上記①②を電子メールに添付のうえ、下記へお送りください。  
公益社団法人山形県看護協会 学会委員会  
E-mail: gakkai@nurse-yamagata.or.jp
5. 選考方法
  - 1) 当協会学会委員会による抄録の査読審査を行います。
  - 2) 査読審査結果をもとに採択・不採択を決定し、所属長及び研究代表者宛てに文書で通知します。
6. 抄録原稿作成方法について
  - 1) 事前に8ページの山形県看護研究学会抄録選考基準をよく読んで抄録を作成ください。
  - 2) 抄録原稿枚数 A4用紙2ページ以内とする。（厳守のこと）
  - 3) モノクロで作成する。
  - 4) 原稿は下記の条件で書式設定を行い作成する。  
**※抄録原稿（4ページ「抄録原稿見本」参照）**
    - (1) 本文 2段組み。上下左右の余白は20mm。
    - (2) 書体 MS明朝体（全角）、英文およびアラビア数字は半角。
    - (3) 文字サイズ 表題の文字サイズは12ポイント太字、本文の文字サイズは10ポイント。
    - (4) キーワード 内容を表す重要な語句を3～4個記載する。
    - (5) 所属施設名 法人名も略さず正式名称を記載する。部署名は入れない。
    - (6) 氏名など 発表者名の前に○を記載し、共同研究者名を記載する。
    - (7) 本文の構成は、原則として次の通りとする。  
【はじめに】【目的】【方法】【倫理的配慮】【利益相反】【結果】【考察】  
【結論／おわりに】【引用文献】
    - (8) 図表のレイアウトは自由だが、白黒で製本時に判別できる明瞭なものであること。  
タイトル、図表番号の表記は、表は上部、図は下部に明記する。
    - (9) 倫理的配慮について  
倫理的に配慮された研究内容であり、その旨が本文中に明記されていること。  
倫理委員会の承諾を受けている場合は、そのことを明記すること。  
6～7ページの「研究における倫理的配慮とその記述方法」を必ず一読ください。
    - (10) 利益相反について  
利益相反の有無について本文中に明記されていること。

(11) 文献の引用について

①引用文献は引用順に本文の引用箇所の肩に1) 2) と番号をつけ、原稿の最後一括し引用番号順に記載する。

②文献の記載方法

- ・雑誌掲載論文 著者名：表題名,雑誌名,巻(号),頁,発行年(西暦年次).
- ・単行本 著者名：書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次).  
著者名：表題名,編者名,書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次).
- ・翻訳書 原著者名：書名(版),発行年,訳者名,書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次).
- ・電子文献 著者名：表題名,雑誌名,巻(号),頁,発行年(西暦年次),アクセス年月日, URL.  
発行機関名(調査/発行年次),表題,アクセス年月日, URL.  
※公的機関から提供される情報(統計、法令等)、電子ジャーナルのみを対象とする。

(12) 個人情報の取扱いについて

参加申し込み、演題申し込み等により当協会に送付いただいた個人情報は、参加受付、各種通知、査読依頼、集録の編集および発送・問い合わせ等に利用いたします。また、山形県看護協会ホームページ、manaableに演題一覧を掲載いたしますのでご了承ください。なお、掲載を希望されない場合には同様に連絡をお願いします。

7. 参加申込方法等

1) 学会参加申し込みについて

- (1) manaableよりお申し込みください。
- (2) 期日までの申し込みと参加費の入金を確認後、抄録を発送いたします。
- (3) 一度入金された参加費は返金できません。
- (4) 発表者および共同研究者も、学会参加申し込みが必要です。

## 山形県看護研究学会へ参加する(参加申込みについて)

1. 都道府県看護協会会員・非会員、日本精神科看護協会会員・非会員、看護学生が参加できます。

2. 参加費について

会員：3,000円 非会員：5,000円 学生：1,000円  
研究発表者も参加費が必要です。

3. 参加申込方法

山形県看護協会ホームページ上、manaableよりお申込みください。

4. 参加証明書について

山形県看護研究学会抄録と一緒に送りいたします。

manaable ページ

QR コード





<様式7-1>

令和6（2024）年度 山形県看護研究学会申込書（発表者用）

|             |               |                              |
|-------------|---------------|------------------------------|
| — 演 題 名 —   |               |                              |
| 研<br>究<br>者 | ふりがな<br>発表者氏名 | 山形県看護協会または日本精神科看護協会<br>会員番号： |
|             | 共同研究者氏名       | 会員番号：                        |
|             |               | 会員番号：                        |
|             |               | 会員番号：                        |
|             |               | 会員番号：                        |
|             |               | 会員番号：                        |

令和6年 月 日

ふりがな

研究代表者氏名

所属施設名

通知文書の送付先

- 自宅  
 所属施設

部署名( )

〒

TEL

FAX

E-mail

※ 申し込みに際して、施設内で取り決めがある場合には、そのルートで申し込みをお願いします。



## ※【抄録作成・研究発表・論文作成の際に必ずお読みください!!】

### 研究における倫理的配慮とその記述方法

#### 1. 先行文献を調べて活用していますか？

すでに研究結果が出ているテーマを繰返し研究することは倫理的に問題があると考えられます。そのため、研究課題とその背景にあるものを先行文献から調べた上で研究のオリジナリティや価値、位置づけを明らかにし発表の意義を明確にすることが大切です。文献検討の結果を「背景・目的」、「考察」で適切に引用しましょう。

「日本看護協会ホームページ>キャリアース」には文献データベース「最新看護索引 Web」があり、『日本看護学会論文集』（第42回より）全文PDFも公開されています。ぜひ活用してください。

#### 2. 研究フィールドや研究対象者を特定されないよう配慮していますか？

「当院」「当病棟」等の表現では、研究者の所属を見ることから研究フィールドが特定され、固有名詞を使用していることと同じです。そのため、「A病院」のように匿名化した表記とします。研究対象者へのプライバシーの配慮として、抄録の記述内容で研究対象者が特定できないようにします。固有名詞（当院・当病棟も含む）・写真等を掲載する場合は、研究結果を示すためにどうしても必要な場合のみとし、掲載することで研究対象者が特定できないよう十分配慮し、掲載の承諾を得られた旨を明記してください。※倫理審査委員会名の表記に関しては実名表記としてください。詳細は5.「倫理審査委員会での承認を受けたことを記載していますか？」の項目を参照してください。

#### 3. 研究対象者の個人情報を守っていますか？

データの解釈に必要な研究対象者の情報は必要ですが、不必要な個人情報を公表しないように配慮します。例えば、入院および退院の情報が必要な時は、年月日ではなく入院期間を記載するなどの配慮が必要です。また、結果に直接関与しない個人情報は記載しません。個人情報の取扱いは、個人情報保護法、「看護研究における倫理指針」（日本看護協会、2004年）、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（個人情報保護委員会・厚生労働省、2017年）、「看護者の倫理綱領」（日本看護協会、2003年）、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省、2017年一部改正）および所属施設の規定に従ってください。

#### 4. 研究対象者への説明と自由意思による同意を得たことを記載していますか？

研究の目的、方法、期待される結果と対象者にとっての研究協力に関する利益、不利益を研究対象者へ伝えた上で、研究の実施と公表について同意を得たことを明確に記載する必要があります。またその際、研究協力への同意が強制されることなく、自由に判断できた事実を記載する必要があります。学生を対象とした研究の場合も、患者を対象としたときと同様の配慮が求められます。たとえば入院患者に対し無記名で看護ケアの質評価の依頼をしても、自由意思で調査への参加を決定したとは判断しにくいいため、退院時にこの調査を依頼する、などの工夫が必要になります。あるいは教員が学生に調査を依頼する場合も授業中に行ったり、担当科目の教員が調査依頼を行うことは、自由意思を損なうことにつながりかねないため、十分に配慮し、またどのような配慮を行ったかを具体的に明記する必要があります。研究への同意に適切に判断ができない状態にあると考えられる対象者の場合は、代理人もしくは代理人が存在しない場合には病院の倫理審査委員会等で承認を得た事実を記載する必要があります。また研究依頼時には適切に判断ができない状態であっても、回復とともに判断できる状態になれば、その時点で研究協力の同意を対象者から再度得る必要があります。

看護師へのインタビューを行う研究において、自分たちが看護ケアを行った患者に関する情報を詳細に述べるような場合には、その患者にも研究の同意を得る必要があります。しかし何らかの理由でその患者から同意が得られない場合には、家族もしくは病院の倫理審査委員会等で承認されることが必要です。また過去のデータを分析する場合にも、可能な限り研究対象者からの同意を得ますが、それが困難な場合には病院の倫理審査委員会等での同意が必要となります。

## 5. 倫理委員会での承認を受けたことを記載していますか？

研究に際しては、一般的に所属施設の倫理審査委員会の承認を得て実施することが求められています。特に、人間や動物を対象とした研究、研究対象施設の内部データを使用する等の倫理的な配慮が重要となる研究を行う場合には、倫理審査委員会等で承認を受けていることを明記してください。

倫理審査委員会の表記については、承認責任の所在を明確にし、信頼性を高めるために実名で表記してください。例：「日本看護協会病院倫理審査委員会」。ただし、対象者が少なく、倫理審査委員会名を実名で表記することにより個人が特定される場合は『所属施設の倫理審査委員会の承認を得た』と記載してください。

また、所属施設に正規の倫理審査委員会がなく、倫理審査委員会に相当する機関で承認を得た場合は、『倫理審査委員会相当の機関から承認を得た』ことを記載のうえ、『対象者から自由意思による承諾を得た』こと、『不利益を回避するための配慮を実施した』ことを明記してください。

研究の実施だけでなく、結果の公表（発表）に関しても、研究対象者および研究対象施設の承諾が必要です。

## 6. 研究への参加によって対象者に負担や不利益がないように配慮したことを記載していますか？

倫理審査委員会での承認を受けたことの記載のみでなく、対象者の負担や不利益を避けるために配慮したことを記載します。研究協力依頼の内容と方法、予測されるリスクへの対策（中止基準の設定等）、研究データの取扱い、質問紙の回収方法等、研究結果の公表等、研究の全過程においてどのような倫理的配慮を実施したかを簡潔に記載する必要があります。

## 7. 著作権等の侵害がないように配慮していますか？

文献から本文を引用する場合は、出典（文献）を明記します。図・表は転載許諾を得た上で出典（文献）を明記してください。既存の尺度を使用する場合は、必要に応じて尺度の作成者から許諾を得たことを記載し、出典（文献）を明記してください。尺度を改変して使用する場合は、作成者から許諾を得たことを必ず明記してください。また、原則として薬品や検査器具等は一般名称を用い、（ ）内に商品名と登録商標の場合は®を記載してください。

## 8. 利益相反の有無について明記していますか？

「利益相反」とは、臨床と企業間での共同研究の場合に、公的利益（得られる成果を社会へ還元する）と私的利益（個人が取得する金銭、地位、利権など）が研究者個人の中に生じる状態のことを指します。看護研究では企業から無償で提供された器材を使ったり、企業や営利団体から研究費の提供を受ける場合もあり、利益相反そのものは問題ではありません。しかし、そのような経済的な利益関係などにより、研究に弊害が生じることが問題となります。そのため、公表資料（発表資料、論文等）に利益相反の有無を記載し自己申告することにより、その研究結果の中立性と公明性を確保して研究の責務を適正に果たしていることを実証する必要があります。

### 【利益相反の記載方法】

- ・抄録原稿：抄録原稿内に利益相反状態を開示する。
- ・発表媒体：発表媒体（スライド）内に利益相反状態を開示する。

### 【記載例】追記：抄録原稿、発表媒体（スライド）への記載例

＜利益相反がある場合＞「本演題発表に関連して、過去1年間に△△社から研究者所属の看護部への委託研究費・奨学寄付金などの研究費、および個人的な講演謝礼を受けている。」等、記載。

＜利益相反がない場合＞抄録原稿：「本演題発表に関連して開示すべき利益相反関係にある企業等はない。」等、記載。

発表媒体：演題名の後（スライド1枚目演題名の下、またはスライド2枚目に1枚のスライドとして）に「演題発表に関し、開示すべき利益相反関係にある企業等はありません。」等、記載。

（2021年度日本看護協会HP「研究における倫理的配慮とその記述方法」より一部抜粋）

## 山形県看護研究学会抄録選考基準

| 項目          | 内 容 |  |
|-------------|-----|--|
| 発表意義        | 1   | 看護実践に意味ある事実や知見があるか                     |
| 表題          | 1   | 内容を適切に表現しているか                          |
| 目的          | 1   | この研究により何を明らかにしようとしているかが明確か             |
|             | 2   | 研究の意義が明確か                              |
| 方法          | 1   | 対象は適切か                                 |
|             | 2   | データ収集方法および手順を示しているか                    |
|             | 3   | 研究方法は、研究目的達成のため妥当か                     |
|             | 4   | 分析方法は妥当か                               |
|             | 5   | 既存の尺度を使用する場合、開発者の使用承諾を得るかまたは出典を明示しているか |
| 倫理的配慮       | 1   | 対象者（または代諾者）から研究並びに発表の承諾は得られたか          |
|             | 2   | 個人が特定されないようにしているか                      |
|             | 3   | 対象者の不利益が生じないようにしているか                   |
| 利益相反        | 1   | 利益相反の有無について明記しているか                     |
| 結果          | 1   | 研究目的にそった結果を示しているか                      |
|             | 2   | 事実を客観的に示しているか                          |
|             | 3   | 図表の表現・体裁は適切であるか                        |
|             | 4   | 方法と結果の整合性があるか                          |
| 考察          | 1   | 得られた結果に基づいた解釈をしているか                    |
|             | 2   | 研究目的にそった考察で一貫性があるか                     |
|             | 3   | この研究で言える範囲内の考察になっているか                  |
| 結論/<br>おわりに | 1   | 目的と一致しているか                             |
|             | 2   | 得られた結果に基づいた結論になっているか                   |
| その他         | 1   | 用語の定義は適切か                              |
|             | 2   | 抄録原稿は見本の様式に従って作成しているか                  |
|             | 3   | 文献を正しく引用しているか                          |

※所属施設に倫理委員会が設置されている場合は、その承諾を受けていることが望ましい。

## 山形県看護研究学会規則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、山形県看護研究学会と称する。

(組織)

第2条 本学会は、公益社団法人山形県看護協会(以下、「本会」という)定款第3条(目的)に基づき山形県看護協会と日本精神科看護協会山形支部と共に実施する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本学会は、山形県内のすべての看護職の実践に根ざした学術研究の活動を通して看護の質の向上を図り、人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本学会は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 山形県看護研究学会の開催
- (2) 山形県看護研究学会研究抄録の発行
- (3) その他本学会の目的達成に必要な事業

(看護学会会長)

第5条 山形県看護研究学会会長は、山形県看護協会会長をもってあてる。

## 第3章 学会委員会

(学会委員会)

第6条 本会の山形県看護研究学会として学会委員会を置く。

第7条 学会委員は、山形県看護協会会長が選任した山形県看護協会会員をもって構成される。

第8条 学会委員会は、次の事項を日本精神科看護協会山形支部担当者と共に審議する。

- (1) 山形県看護研究学会の企画・運営及び評価
- (2) 山形県看護研究学会の投稿演題(抄録)の選考
- (3) 看護研究学会抄録を作成する。
- (4) その他、本学会に関する必要な事項

## 第4章 山形県看護研究学会

(開催)

第9条 本学会は、毎年1回開催する。

(応募資格)

第10条 演題応募資格は、演題応募者に都道府県看護協会会員、日本精神科看護協会会員が含まれること。  
2. 看護職以外で共同研究を行った非会員は、投稿原稿に共同研究者として記名できる。

(演題応募手続き及び参加手続き)

第11条 当該年度の看護研究学会に演題応募をする者及び参加を希望する者は、所定の手続きにより、本学会事務局に申し込まなければならない。

(参加資格)

第12条 都道府県看護協会会員・非会員、日本精神科看護協会会員・非会員、看護学生であり、所定の参加申込み手続き後、参加費を納入した者は参加できる。

(参加費)

第13条 学会参加費は、都道府県看護協会会員・日本精神科看護協会会員:3,000円、非会員:5,000円、看護学生1,000円とする。

※開催状況により変更することがある。

## 第5章 規則の変更

(規則の変更)

第14条 この規則の変更は、管理運営会議で決議する。

## 第6章 雑則

第15条 この規則に定めるもののほか、本学会の運営に必要な事項は、別に定める。

## 附則

1. この規則は、令和5年4月11日から施行する。
2. この規則は、令和6年1月30日から施行する。